# 条例改正に伴う新旧対照表

平成27年

奈良市議会12月定例会

現行

(他の法令による給付との調整)

附則

|第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡につい<br />
第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡につい て次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法 律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定 にかかわらず、この条例の規定(第14条の2を除く。)による年金たる補 償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中 欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗 じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となっ た障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年 金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)と し、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以 上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

傷病補償年金	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60	<u>0.75</u>
	年法律第34号。以下「国民年金等改正法」と	
	いう。) 附則第87条第1項に規定する年金た	
	る保険給付に該当する障害年金(以下「旧船	
	員保険法の障害年金」という。)	
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定	0.75
	する年金たる保険給付に該当する障害年金	
	(以下「旧厚生年金保険法の障害年金」とい	
	<u>5。)</u>	
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定	0.89
	する年金たる給付に該当する障害年金(以下	
	「旧国民年金法の障害年金」という。)	
	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の	0.73

改正案

附則

(他の法令による給付との調整)

て次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法 律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定 にかかわらず、この条例の規定(第14条の2を除く。)による年金たる補 償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中 欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗 じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となっ た障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年 金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)と し、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以 上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

F1001 17171回 4231	『数かめるとこは、これを10011に到り上げる	$\mathcal{I}^{\vee}\mathcal{I} \subset \mathcal{I}^{\vee}$
1 傷病補償	(1) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115	0.73
年金	号)による障害厚生年金又は被用者年金制	
	度の一元化等を図るための厚生年金保険	
	法等の一部を改正する法律(平成24年法律	
	第63号。以下「平成24年一元化法」という。)	
	附則第41条第1項の規定による障害共済	
	年金若しくは平成24年一元化法附則第65	
	条第1項の規定による障害共済年金(以下	
	単に「障害厚生年金等」という。)及び国	
	民年金法(昭和34年法律第141号)による	
	障害基礎年金(同法第30条の4の規定によ	
	る障害基礎年金を除く。以下単に「障害基	
	礎年金」という。)	
Į.	ı	į

成者 ケード しょう はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ						
現行					改正案	,
規定に。	よる障害厚生年金(以下単に「障害厚			(2	2) 障害厚生年金等(当該補償の事由とな	<u>0.86</u>
生年金」	という。)及び国民年金法(昭和34				つた障害について障害基礎年金が支給さ	
年法律等	第141号)の規定による障害基礎年金				<u>れる場合を除く。)</u>	
(同法質	第30条の4の規定による障害基礎年			(3	3) 障害基礎年金(当該補償の事由となつ	0.88
金を除く	く。以下単に「障害基礎年金」という。)				た障害について障害厚生年金等又は平成	
障害厚生	生年金(当該補償の事由となつた障害	<u>0.86</u>			24年一元化法附則第37条第1項に規定す	
につい	て障害基礎年金が支給される場合を				る給付のうち障害共済年金(以下「平成24	
除く。)	_				年一元化法改正前国共済法による障害共	
障害基础	姓年金(当該補償の事由となつた障害	0.88			済年金」という。) 若しくは平成24年一元	
について	て国家公務員共済組合法 (昭和33年法				化法附則第61条第1項に規定する給付の	
律第128	号)若しくは地方公務員等共済組合				うち障害共済年金(以下「平成24年一元化	
法(昭和	п37年法律第152号)の規定による障				法改正前地共済法による障害共済年金」と	
害共済生	F金 (以下単に「障害共済年金」とい				<u>いう。) が支給される場合を除く。)</u>	
う。) 又	は障害厚生年金が支給される場合を			( 4	4) 国民年金法等の一部を改正する法律	<u>0.75</u>
除く。)					(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等	
障害補償年金 旧船員係	<b>呆険法の障害年金</b>	<u>0.74</u>			改正法」という。) 附則第87条第1項に規	
旧厚生生	F金保険法の障害年金	<u>0.74</u>			定する年金たる保険給付のうち障害年金	
旧国民生	F金法の障害年 <u>金</u>	<u>0.89</u>			(以下「旧船員保険法による障害年金」と	
障害厚生	生年金及び障害基礎年金	0.73			<u>いう。)</u>	
障害厚生	生年金(当該補償の事由となつた障害	0.83		( 5	5) 国民年金等改正法附則第78条第1項	0.75
につい	て障害基礎年金が支給される場合を				に規定する年金たる保険給付のうち障害	
除く。)					年金(以下「旧厚生年金保険法による障害	
障害基础	姓年金(当該補償の事由となつた障害	0.88			年金」という。)	
につい	て障害共済年金又は障害厚生年金が			(6	6) 国民年金等改正法附則第32条第1項	0.89
支給され	τる場合を除く。)_				<u>に規定する年金たる給付のうち障害年金</u>	
遺族補償年金 国民年金	金等改正法附則第87条第1項に規定	0.80			(以下「旧国民年金法による障害年金」と	
する年金	金たる保険給付に該当する遺族年金				いう。)	
•	·			•	·	•

現行				改正案	-
国民年金等改正法附則第78条第1項に規定 0.80			2 障害補償		0. 73
する年金たる保険給付に該当する遺族年金	<u>0.00</u>		年金	(2) 障害厚生年金等(当該補償の事由とな	0.83
国民年金等改正法附則第32条第1項に規定	0. 90	1	<u> </u>	つた障害について障害基礎年金が支給さ	<u> </u>
する年金たる給付に該当する母子年金、準母	0.00			<u> </u>	
子年金、遺児年金又は寡婦年金				(3) 障害基礎年金(当該補償の事由となつ	0.88
厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金	0.80	1		た障害について障害厚生年金等又は平成	<u> </u>
(以下単に「遺族厚生年金」という。)及び	<u> </u>			24年一元化法改正前国共済法による障害	
国民年金法の規定による遺族基礎年金(国民				共済年金若しくは平成24年一元化法改正	
年金等改正法附則第28条第1項の規定によ				前地共済法による障害共済年金が支給さ	
り支給される遺族基礎年金を除く。以下単に				れる場合を除く。)	
「遺族基礎年金」という。)				(4) 旧船員保険法による障害年金	0.74
遺族厚生年金(当該補償の事由となつた死亡	0.84			(5) 旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
について遺族基礎年金が支給される場合を				(6) 旧国民年金法による障害年金	0.89
<u>除く。)</u>			3 遺族補償	(1) 厚生年金保険法による遺族厚生年金	0.80
遺族基礎年金(当該補償の事由となつた死亡	0.88		年金	又は平成24年一元化法附則第41条第1項	
について国家公務員共済組合法若しくは地				の規定による遺族共済年金若しくは平成	
方公務員等共済組合法の規定による遺族共				24年一元化法附則第65条第1項の規定に	
済年金又は遺族厚生年金が支給される場合				よる遺族共済年金(以下単に「遺族厚生年	
を除く。) 又は国民年金法の規定による寡婦				金等」という。)及び国民年金法による遺	
年金				族基礎年金(国民年金等改正法附則第28	
				条第1項の規定による遺族基礎年金を除	
				く。以下単に「遺族基礎年金」という。)	
				(2) 遺族厚生年金等(当該補償の事由とな	<u>0.84</u>
				<u>つた死亡について遺族基礎年金が支給さ</u>	
				れる場合を除く。)	
				(3) 遺族基礎年金(当該補償の事由となつ	<u>0.88</u>
				た死亡について遺族厚生年金等又は平成	

現行		改正案
		24年一元化法附則第37条第1項に規定す
		る給付のうち遺族共済年金若しくは平成
		24年一元化法附則第61条第1項に規定す
		る給付のうち遺族共済年金が支給される
		場合を除く。)又は国民年金法による寡婦
		<u>年金</u>
		(4) 国民年金等改正法附則第87条第1項 0.80
		に規定する年金たる保険給付のうち遺族
		<u>年金</u>
		(5) 国民年金等改正法附則第78条第1項 0.80
		に規定する年金たる保険給付のうち遺族
		<u>年金</u>
		(6) 国民年金等改正法附則第32条第1項 0.90
		に規定する年金たる給付のうち母子年金、
		<u>準母子年金、遺児年金又は寡婦年金</u>

|2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による|2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による| 年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわ 年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわ らず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律に よる年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(そ の額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給さ れる当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額 を下回る場合には、当該残額)とする。

旧船員保険法の障害年金	<u>0.75</u>
旧厚生年金保険法の障害年金	<u>0.75</u>
旧国民年金法の障害年金	0.89
障害厚生年金及び障害基礎年金	<u>0.73</u>
障害厚生年金(当該補償の事由となつた障害について障	0.86

らず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律に よる年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(そ の額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給さ れる当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額 を下回る場合には、当該残額)とする。

1	障害厚生年金等及び障害基礎年金	<u>0.73</u>
2	障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害につ	<u>0.86</u>
	いて障害基礎年金が支給される場合を除く。)	
3	障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害につい	0.88
	て障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共	

現行	改正案
<u>害基礎年金が支給される場合を除く。)</u> 障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障 害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除 く。)	済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法 改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)0.754 旧船員保険法による障害年金0.755 旧厚生年金保険法による障害年金0.756 旧国民年金法による障害年金0.89

### 奈良市税条例 新旧対照表

現行	改正案
(課税洩等に係る市税の取扱)	(課税洩等に係る市税の取扱)
第5条 略	第5条略
	(徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法)
	第5条の2 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第15
	条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、同条第1項若しくは
	第2項の規定による徴収の猶予(以下この節において「徴収の猶予」とい
	う。)をする期間内又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の
	延長(以下この節において「徴収の猶予期間の延長」という。)をする期
	間内の各月(市長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内
	の市長が指定する月。以下この節において同じ。)ごとに分割して納付し、
	又は納入させる方法とする。
	2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収の猶予又は徴収
	の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合に
	おいては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及
	び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものと
	<u>する。</u>
	3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期
	限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきや
	<u>むを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付</u>
	又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を
	変更することができる。
	4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各
	納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定
	めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入
	期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必
	要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通
	1/6

現行	改正案
	知しなければならない。
	5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各
	納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変
	更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納
	ればならない。
	第5条の3 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げ
	る事項とする。
	(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその
	該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができ
	ない事情の詳細
	(2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
	(3) 前号の金額のうち当該徴収の猶予を受けようとする金額
	(4) 当該徴収の猶予を受けようとする期間
	(5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか
	(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつて
	は、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限
	又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)
	(6) 当該徴収の猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、その
	期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に
	掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であ
	るときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考とな
	<u>るべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、</u>
	その事情)
	2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類と
	<u>する。</u>
	<u>(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書</u>

現行	改正案
	類
	(3) 当該徴収の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績
	並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
	(4) 当該徴収の猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、その
	期間が3月を超える場合には、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。
	以下「令」という。)第6条の10の規定により提出すべき書類その他担
	保の提供に関し必要となる書類
	3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項と
	<u>する。</u>
	(1) 当該徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することが
	できない事情の詳細
	(2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項
	4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項
	第2号から第4号までに掲げる書類とする。
	5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項と
	<u>する。</u>
	(1) 当該徴収の猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、
	納期限及び金額
	(2) 徴収の猶予を受けた期間内に当該徴収の猶予を受けた金額を納付
	し、又は納入することができないやむを得ない理由
	(3) 当該徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間
	(4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項
	6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲
	げる書類とする。
	7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。
	(職権による換価の猶予の手続等)
[ _	<u>第5条の4 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3</u>

現行	改正案
	項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の5第1項の規定
	による換価の猶予をする期間内又は法第15条の5第2項において読み替え
	て準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長をす
	る期間内の各月ごとに分割して納付し、又は納入させる方法とする。
	2 第5条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項におい
	て読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して
	納付し、又は納入させる場合について準用する。
	3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次
	に掲げる書類とする。
	(1) 前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類
	(2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類
	(申請による換価の猶予の申請手続等)
	第5条の5 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とす
	<u>る。</u>
	2 法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第
	5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の6第1項の規定による換
	価の猶予をする期間内又は法第15条の6第3項において準用する法第15条
	第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長をする期間内の各月ごと
	に分割して納付し、又は納入させる方法とする。
	3 第5条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項におい
	て読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して
	4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事
	項とする。
	(1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生
	活の維持が困難となる事情の詳細
	(2) 第5条の3第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項
	(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限
1	( - )

現行	改正案
	又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額
	5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第
	5条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。
	6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事
	項とする。
	(1) 第5条の3第1項第6号に掲げる事項
	(2) 第5条の3第5項第1号から第3号までに掲げる事項
	(3) 第4項第3号に掲げる事項
	7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定す
	<u> る期間は、20日とする。</u>
	(担保を徴する必要がない場合)_
	第5条の6 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100
	万円以下である場合、猶予の期間が3月以内である場合又は担保を徴する
	<u>ことができない特別の事情がある場合とする。</u>
(公示送達)	(公示送達)
第6条 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。) 第20条の2	第6条 法
の規定による公示送達は、奈良市公告式条例(昭和25年奈良市条例第16号)	の規定による公示送達は、奈良市公告式条例(昭和25年奈良市条例第16号)
第2条第2項に規定するところにより、これを <u>行なう</u> ものとする。	第2条第2項に規定するところにより、これを <u>行う</u> ものとする。
(災害等による期限の延長)	(災害等による期限の延長)
第7条 略	第7条 略
2 前項の指定は、市長が公示によつて <u>行なう</u> ものとする。	2 前項の指定は、市長が公示によつて <u>行う</u> ものとする。
3~5 略	3~5 略
(市民税の納税義務者等)	(市民税の納税義務者等)
第13条 略	第13条 略
2 略	2 略

現行	改正案
3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、地方	3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令
<u>税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)</u> 第47条に規定す	
る収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含	る収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含
む。第17条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)	む。第17条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)
又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定	又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定
中法人の市民税に関する規定を適用する。	中法人の市民税に関する規定を適用する。

#### 奈良市立こども園設置条例 新旧対照表

#### 

(名称、位置及び定員)

第2条 こども園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。

名称	位置	定員
奈良市立富雄南こども	奈良市中町4,174番地	170人
園		
奈良市立都祁こども園	奈良市都祁白石町1,026番地の6	160人
奈良市立左京こども園	奈良市左京三丁目1番地の2	170人
奈良市立都跡こども園	奈良市四条大路五丁目2番55号	170人
奈良市立青和こども園	奈良市百楽園四丁目1番1号	170人
奈良市立帯解こども園	奈良市柴屋町20番地	170人
奈良市立月ヶ瀬こども	奈良市月ヶ瀬尾山2,790番地	60人
園		

(名称、位置及び定員)

第2条 こども園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。

名称	位置	定員
奈良市立富雄南こども	奈良市中町4,174番地	170人
園		
奈良市立都祁こども園	奈良市都祁白石町1,026番地の6	160人
奈良市立左京こども園	奈良市左京三丁目1番地の2	170人
奈良市立都跡こども園	奈良市四条大路五丁目2番55号	170人
奈良市立青和こども園	奈良市百楽園四丁目1番1号	170人
奈良市立帯解こども園	奈良市柴屋町20番地	170人
奈良市立月ヶ瀬こども	奈良市月ヶ瀬尾山2,790番地	60人
園		
奈良市立布目こども園	奈良市邑地町40番地	<u>60人</u>
奈良市立柳生こども園	奈良市柳生下町156番地	50人

#### 奈良市立保育所設置条例 新旧対照表

現行					改正案	
(名称、位置及び保育定員)				(名称、位置及び保育定員)		
第2条 保育所の名称、位	五置及び保育定員は、次のとおり	とする。	第2	2条 保育所の	名称、位置及び保育定員は、次のとおり	)とする。
名称	位置	保育定員		名称	位置	保育定員
略略		略		略	略	略
辰市保育園 奈良市福	杏町391番地の2	160人		辰市保育園	奈良市杏町391番地の2	160人
布目保育園 奈良市區	<u> </u>	60人				
柳生保育園 奈良市村	卯生下町156番地	50人				
春日保育園 奈良市園	西木辻町165番地の2	200人		春日保育園	奈良市西木辻町165番地の2	200人
略略		略		略	略	略

#### 奈良市立学校設置条例 新旧対照表

		現行				改正案	
(名称及び位	置)		(名	称及び位置	置)		
第2条 小学校	中学校	高等学校及び幼稚園の名称及び位置け	次のとお第2条	小学校	中学校	高等学校及び幼稚園の名称及び位置け	次のとお

第2条 小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の名称及び位置は、次のとお|第2条 小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の名称及び位置は、次のと りとする。

種別	名称	位置
小学校	略	略
中学校	略	略
高等学校	略	略
幼稚園	略	略
	奈良市立富雄北幼稚園	奈良市三松一丁目5番6号
	奈良市立大柳生幼稚園	奈良市忍辱山町1,303番地
	奈良市立鶴舞幼稚園	奈良市鶴舞東町2番1号
	略	略

種別	名称	位置
小学校	略	略
中学校	略	略
高等学校	略	略
幼稚園	略	略
	奈良市立富雄北幼稚園	奈良市三松一丁目5番6号
	奈良市立鶴舞幼稚園	奈良市鶴舞東町2番1号
	略	略

#### 奈良市立診療所設置条例 新旧対照表

(設置)

第1条 本市に、次のとおり診療所を設置する。

名称	位置
略	略

現行

(診療時間等)

- 第4条 診療所の診療時間は、別表のとおりとする。
- 2 診療所の休診日は、次のとおりとする。
  - 曜日及び第3土曜日を除く。)
  - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
  - (3) 12月29日から翌年1月3日まで
- 3 略

別表(第4条関係)

診療所名	診療時間
略	略

(設置)

第1条 本市に、次のとおり診療所を設置する。

名称	位置
略	略
奈良市立興東診療所	奈良市大柳生町4,254番地

改正案

(診療時間等)

- 第4条 診療所の診療時間は、別表のとおりとする。
- 2 診療所の休診日は、次のとおりとする。
- (1) 日曜日及び土曜日(奈良市立都祁診療所にあつては、毎月の第1土 (1) 日曜日及び土曜日(奈良市立都祁診療所にあつては、毎月の第1土 曜日及び第3土曜日を除く。)
  - (2) 火曜日、水曜日及び金曜日(奈良市立興東診療所に限る。)
  - (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
  - (4) 12月29日から翌年1月3日まで
  - 3 略

別表 (第4条関係)

診療所名	診療時間
略	略
奈良市立興東診	療午後1時30分から午後4時まで
所	

#### 奈良市立診療所諸料金条例 新旧対照表

現行	改正案			
(使用料等の徴収)	(使用料等の徴収)			
第1条 本市立診療所(応急診療所を含む。次項において「診療所」という。)	第1条 本市立診療所(応急診療所を含む。次項において「診療所」という。)			
の施設の利用については、次の区分により、この条例の定めるところによ	の施設の利用については、次の区分により、この条例の定めるところによ			
り使用料又は利用料金を徴収する。	り使用料又は利用料金を徴収する。			
(1) 略	(1) 略			
(2) 奈良市立柳生診療所、奈良市立田原診療所、奈良市立月ヶ瀬診療所	(2) 奈良市立柳生診療所、奈良市立田原診療所、奈良市立月ヶ瀬診療所、			
及び奈良市立都祁診療所 利用料金	<u>奈良市立都祁診療所及び奈良市立興東診療所</u> 利用料金			
2 略	2 略			

#### 奈良市農林漁業体験実習館条例 新旧対照表

現行	改正案
(目的及び設置)	(目的及び設置)
第1条 地域の特産物である茶その他の農林水産物の販売及び加工体験をす	第1条 地域の特産物である茶その他の農林水産物の販売及び加工体験をす
ることにより、農業及び農村に対する理解を深めるとともに、 <u>茶等の消費</u>	ることにより、農業及び農村に対する理解を深めるとともに、 <u>地域の活性</u>
宣伝及び高齢者の加工技術を生かす場を提供するため、農林漁業体験実習	<u>化及び交流人口の拡大に資する</u> ため、農林漁業体験実習
館(以下「体験実習館」という。)を設置する。	館(以下「体験実習館」という。)を設置する。
(休館日及び開館時間)	(開館時間及び休館日)
第4条の2 体験実習館の休館日及び開館時間は、指定管理者があらかじめ	第4条の2 体験実習館の開館時間 (RVパークにあっては、利用時間。次
市長の承認を得て定める。	項において同じ。)及び休館日は、別表第1のとおりとする。
2 指定管理者は、前項の規定により休館日及び開館時間を定めたときは、	2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、
体験実習館内の見やすい場所に掲示しなければならない。_	あらかじめ市長の承認を得て、体験実習館の開館時間若しくは休館日を変
	更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。
(利用の方法)	_(利用の方法)_
第5条 体験実習館の食品加工実習室又は和室を利用する者(以下「利用者」	第5条 体験実習館を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認
という。)は、あらかじめ指定管理者に届け出なければならない。	<u>を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、また、同</u>
	<u>様とする。</u>
	2 指定管理者は、前項の承認に際し、体験実習館の管理上必要な範囲内で
	条件を付けることができる。
2 利用者は、体験実習館の利用を終わったときは、施設等を原状に回復し	3 第1項の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、体験実習館の
<u>なければならない。</u>	利用を終わったときは、施設等を原状に回復しなければならない。
	_(利用の不承認)_
	第5条の2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、
	利用の承認をしてはならない。
	(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
	(2) 施設等を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
	(3) 前2号に定めるもののほか、管理上支障があるとき。

現行	改正案
	(利用承認の変更等)
	第5条の3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、体験実
	習館の利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は利用の承認を取
	<u>り消すことができる。</u>
	<u>(1) この条例に違反したとき。</u>
	(2) 偽りその他の不正の手段により承認を受けたとき。
	(3) 災害その他不可抗力による理由により利用することができなくなっ
	たとき、又は利用することが不適当と認められるとき。
	(4) 前3号に定めるもののほか、公益上又は管理上指定管理者が特に必
	要と認めたとき。
	2 前項の規定により利用の条件の変更若しくは利用の停止又は利用の承認の取消しを受けた者に生じた損害については、市及び指定管理者は、賠償
	の責めを負わない。
(利用料金)	(利用料金)
第6条略	第6条 略
2 利用料金は、1日につき8,000円を超えない範囲内において、指定管理者	2 利用料金は、 <u>別表第2に定める額の</u> 範囲内において、指定管理者
があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。	があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。
3 略	3 略
	(利用料金の減免)
	第6条の2 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用
	料金を減免することができる。
	<u>(利用料金の還付)</u> (変える 2   15   15   15   15   15   15   15
	第6条の3 既納の利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由が あると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
(行為の禁止)	<u>めると恥めるとさは、その主師文は一郎を歴刊することができる。</u> (行為の禁止)
第7条 体験実習館を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。	第7条 体験実習館を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。
(1) 体験実習館の施設等をき損し、汚損し、又は滅失すること。	(1) 体験実習館の施設等を毀損し、汚損し、又は滅失すること。
(2)·(3) 略	(2)·(3) 略

			議案番号	1 1 3
現行		改正案		
(損害賠償等)	(損害賠償等)			
第9条 体験実習館を利用する者は、施設等を <u>き損</u> し、汚損し、又は滅失し	第9条 体験実習	臂館を利用する者は、施設	等を <u>毀損</u> し、汚損し、又は	は滅失し
たときは、市長の定める損害額を賠償し、又はこれを原状に回復しなけれ	たときは、市長	の定める損害額を賠償し	、又はこれを原状に回復し	なけれ
ばならない。	ばならない。			
2 略	2 略			
	別表第1(第4条	ミの2関係)_		_
	施設名	開館時間(利用時間)	休館日	
	食品加工実習室	午前8時30分から午後	木曜日及び12月29日から	
		5時15分まで	翌年1月3日まで	
	和室	午前8時30分から午後	木曜日及び12月29日から	
		5時15分まで	翌年1月3日まで	
	RVパーク	午後1時から翌日の午		
		前10時まで (連続して2		
		泊以上利用する場合は、		
		利用を始める日の午後	<del></del>	
		1時から利用を終える		
		日の午前10時まで)		

### 別表第2(第6条関係)

施設名	利用料金		
食品加工実習室	1日につき 8,000円		
<u>和室</u>	1日につき 8,000円		
R Vパーク	1 台 1 泊につき 2,500円		

#### 奈良市消防団員等公務災害補償条例 新旧対照表

附 則

(他の法律による給付との調整)

第5条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償

現行

一の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第19条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償のの事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

傷病補償年厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定金 による障害厚生年金及び国民年金法(昭和34年 法律第141号)の規定による障害基礎年金(同法 第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。 以下同じ。)

改正案

附則

(他の法律による給付との調整)

第5条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、<u>当該年金たる損害補償の</u>事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第19条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に<u>掲げる当該法律による年金たる給付</u>の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

1 傷病補厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による 0.73 償年金(第障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を 18条の2図るための厚生年金保険法等の一部を改正する に規定す法律(平成24年法律第63号。以下この表及び次 る公務上項の表において「平成24年一元化法」という。) の災害に附則第41条第1項の規定による障害共済年金若 係るものしくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規 を除く。)定による障害共済年金(以下「障害厚生年金等」 という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141 号)による障害基礎年金(同法第30条の4の規 定による障害基礎年金を除く。以下この表、次 項の表及び第5項の表において「障害基礎年金」 という。)

0.73

現行	改正案			
現行    障害補償年厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び	2 傷病補障害厚生年金等及び障害基礎年金 償年金(第 18条の2 に限る。)         3 障害補障害厚生年金等及び障害基礎年金 償年金(第 18条の2 に規定する公務上 の災害に 係るもの を除く。)         4 障害補障害厚生年金等及び障害基礎年金 償年金(第 18条の2 に規定す         4 障害補障害厚生年金等及び障害基礎年金 億年金(第 18条の2 に規定す	0.82       (第1級       又級第第第       等は傷態       当に病域       年では       0.81)       0.73         0.82       (第1級       又級         0.82       (第1級       又級		
	<u>る公務上</u> <u>の災害に</u> <u>係るもの</u> <u>に限る。)</u>	等級に該 当する障 害に係る 障害補償		

現行	改正案
現行     遺族補償年厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金及び金    国民年金法の規定による遺族基礎年金(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第28条第1項の規定により支給する遺族基礎年金を除く。以下同じ。)	世紀 (中金にあっては、0.81)  5 遺族補厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成240.80 (富年金(第年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族18条の2共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条に規定す第1項の規定による遺族共済年金(以下この表る公務上及び次項の表において「遺族厚生年金等」といの災害にう。)及び国民年金法による遺族基礎年金(国係るもの民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法を除く。)律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金と除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。)  6 遺族補遺族厚生年金等及び遺族基礎年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るもの
	<u>に限る。)</u>

| 2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償 の 2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の 事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補 事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補 償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受け」償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受け る場合(前項に規定する場合を除く。)には、当分の間、この条例の規定する場合(前項に規定する場合を除く。)には、当分の間、この条例の規定 にかかわらず、この条例の規定(第19条の2を除く。)による年金たる損にかかわらず、この条例の規定(第19条の2を除く。)による年金たる損

> 0. 86 0. 88

害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

1 傷病補(	1) 障害厚生年金等	0.86
償年金(第(	2) 障害基礎年金(当該損害補償の事由とな	0.88
18条の2	つた障害について平成24年一元化法附則第37	
に規定す	条第1項に規定する給付のうち障害共済年	
る公務上	金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規	
の災害に	定する給付のうち障害共済年金、平成24年一	
係るもの	元化法附則第79条に規定する給付のうち障害	
<u>を除く。)</u>	共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業	
	団体職員共済組合制度の統合を図るための農	
	林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の	
	法律(平成13年法律第101号)附則第2条第1	
	項第2号に規定する旧農林共済法(以下この	
	表において「旧農林共済法」という。) によ	
	る障害共済年金(以下この表及び第5項の表	
	において「平成24年一元化法改正前国共済法	
	等による障害共済年金」という。) が支給さ	
	<u>れる場合を除く。)</u>	
2 傷病補(	1) 障害厚生年金等	0. 91
償年金 (第		(第1級
18 条の2		又は第2

現行	37.7.2	
現付 現付	改正案	
		に規定する公務上の災害に係るものに限る。)  (2) 障害基礎年金(当該損害補償の事由となの92 つた障害について平成24年一元化法改正前国(第1級共済法等による障害共済年金が支給される場の傷病等合を除く。)  (3) を除く。)  (4) を関するでは、の、90 を発生のでは、ののののでは、ののののでは、ののののでは、ののののでは、ののののでは、ののののでは、ののののでもできます。
障害補償年厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	0.83	3 障害補(1) 障害厚生年金等 0.83 0.83
金国民年金法の規定による障害基礎年金(当該損	<u>0.88</u>	<u>償年金(第(2) 障害基礎年金(当該損害補償の事由とな0.88</u>
害補償の事由となつた障害により国家公務員共		18条の2 つた障害について平成24年一元化法改正前国
済組合法等の規定による障害共済年金が支給さ		に規定す 共済法等による障害共済年金が支給される場
れる場合を除く。)		<u>る公務上</u> <u>合を除く。)</u>
		<u>の災害に</u>
		係るもの
		を除く。)
		1 1

現行	改正案	
	<u>係るもの</u> を除く。)	
国民年金法の規定による遺族基礎年金(当該損害補償の事由となつた死亡により国家公務員共済組合法等の規定による遺族共済年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法の規定による寡婦年金	(2) 遺族基礎年金(当該損害補償の事由とな0.88 つた死亡について平成24年一元化法附則第37 条第1項に規定する給付のうち遺族共済年 金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規 定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一 元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族 共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年 金(以下この表において「平成24年一元化法	
	改正前国共済法等による遺族共済年金」という。)が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金         6 遺族補(1)遺族厚生年金等       0.89         償年金(第(2)遺族基礎年金(当該損害補償の事由となり.92         18条の2       つた死亡について平成24年一元化法改正前国         15 規定する       サ液は第15年を終するがま分される規	
2	<td c<="" color="1" rowspan="2" td=""></td>	

3 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、<u>当該損害補償</u>の 事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補 償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受け る場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第 19条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる 当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年

の 3 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、<u>当該年金たる損害補償</u>のる損害補 事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補 給を受け 関の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受け り規定(第 る場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第 に掲げる 19条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる による年 当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年

金たる給付ご	とに同表の右欄に掲げる率(当該 <u>年金たる給付の</u>	)2が支給さ	金たる	給付ごと	に同
れる	場合にあつては <u>、当該年金たる給付</u> こ	どに同表の	数が 2	である場	場合に
右欄に掲げる	率を合計して得た率から1を控除した率)を乗じ	て得た額(そ	右欄に	掲げる率	※を合
の額が当該年	金たる損害補償の額から <u>当該損害補償 の</u>	事由となっ	の額が	当該年金	きたる?
た障害又は死	亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法	ま律による年	た障害	又は死亡	につい
金たる給付の	額(当該 <u>年金たる給付の2が支給される</u>	_場合にあつ	金たる	給付の額	頁(当詞
ては、その合	計額)を控除した残額を下回る場合には、当該税	え額)を支給	ては、	その合計	十額)
し、その額に	50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、	50円以上100	し、そ	の額に50	0円未済
円未満の端数	があるときは、これを100円に切り上げるものと	する。	円未満	jの端数カ	ぶある
傷病補償母	F国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する	0.75	1	傷病補	(1)
<u>金</u>	年金たる給付に該当する障害年金(以下「旧船		<u>償</u>	年金(第	定す
	員保険法の規定による障害年金」という。)		<u>18</u>	条の2	<u>下</u> ご
			<u>12</u>	規定す	<u>険</u> 法
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する	<u>0.75</u>	<u>る</u>	公務上	(2)
	年金たる給付に該当する障害年金(以下「旧厚		<u></u>	災害に	<u>定</u> す
	生年金保険法の規定による障害年金」という。)		係	るもの	<u>下こ</u>
			<u>を</u>	除く。)	<u>金</u> 保
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する	0.89			(3)

年金たる給付に該当する障害年金 (以下「旧国 民年金法の規定による障害年金」という。) 金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率(当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあつては、当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率)を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあつては、その合計額)を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

改正案

4/1	111.4 114.794.1	0/0000000000000000000000000000000000000	/ 90
1	傷病補	(1) 国民年金等改正法附則第87条第1項に規	0.75
	償年金 (第	定する年金たる保険給付のうち障害年金(以	
	18条の2	下この表及び第6項の表において「旧船員保	
	に規定す	<u>険法による障害年金」という。)</u>	
	る公務上	(2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規	0. 75
	の災害に	定する年金たる保険給付のうち障害年金(以	
	係るもの	下この表及び第6項の表において「旧厚生年	
	を除く。)	金保険法による障害年金」という。)	
		(3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規	0.89
		定する年金たる給付のうち障害年金(以下こ	
		の表及び第6項の表において「旧国民年金法	
		<u>による障害年金」という。)</u>	
2	傷病補	(1) 旧船員保険法による障害年金	0.83
	償年金 (第		(第1級
	18条の2		の傷病等
	に規定す		級に該当
	る公務上		する障害
	の災害に		に係る傷

現行	改正案			
		係るもの病補償	Ē	
		<u>に限る。)</u> 金にあっ		
		ては、		
		0. 82)		
		(2) 旧厚生年金保険法による障害年金 0.83		
		(第1系	及	
		の傷病等		
		級に該当		
		する障害		
		に係る値		
		病補償年		
		金にあっ		
		ては、		
		0.82)		
		(3) 旧国民年金法による障害年金 0.93		
		(第1%	及	
		又は第2	2	
		級の傷病	亏	
		等級に記	友	
		当する障	<u></u>	
		害に係る	<u>5</u>	
		傷病補償	新	
		年金にも	<u>5</u>	
		っては、	_	
		0. 92)		
障害補償年旧船員保険法の規定による障害年金 0.	74	3 障害補(1) 旧船員保険法による障害年金 0.74		
金 旧厚生年金保険法による障害年金 0.	74	<u>償年金(第</u> (2) 旧厚生年金保険法による障害年金 0.74		

	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一				
現行 現行					
旧国民年金法による障害年金	0.89	改正案    18 条 の 2 (3)   旧国民年金法による障害年金			
		(2) 旧厚生年金保険法による障害年金       0.83         (第1級の障害等			

	現行	改正案			
	現 <b>行</b>			<b>以止</b> 案	級に該当 する障害 に係る障 害補償年 金にあつ
					ては 0.81、第 2級の障 害等級に
					該当する 障害に係 る障害補 償年金に
				(3) 旧国民年金法による障害年金	あつては 0.82) 0.93 (第1級 又は第2
					級の障害 等級に該 当する障 害に係る
					障害補償 年金にあ つては、 0.92)
遺族補償年	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する	0.80	5 遺族補	(1) 国民年金等改正法附則第87条第1項に規	0.80

現行					改正案			
	<u>金</u>	年金たる給付に該当する遺族年金				償年金(第 定する年金たる保険給付のうち遺族年金		
		国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する	0.80			18条の2(2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規0.80		
		年金たる給付に該当する遺族年金				に規定す 定する年金たる保険給付のうち遺族年金		
		国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する	0.90			る公務上(3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規0.90		
		年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、				の災害に 定する年金たる給付のうち母子年金、準母子		
		遺児年金又は寡婦年金				係るもの 年金、遺児年金又は寡婦年金		
						<u>を除く。)</u>		
						6 遺族補(1) 国民年金等改正法附則第87条第1項に規0.87		
						<u>償年金(第</u> <u>定する年金たる保険給付のうち遺族年金</u>		
						18条の2(2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規0.87		
						に規定す 定する年金たる保険給付のうち遺族年金		
						る公務上(3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規0.93		
						の災害に 定する年金たる給付のうち母子年金、準母子		
						係るもの 年金、遺児年金又は寡婦年金		
						に限る。)		

4 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償 事由となった障害又は死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる 給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、 この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる 年金たる給付の額を控除した残額を支給するものとする。

(1) • (2) 略

| 5 || 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について厚生年金保険| 5 || 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄 法の規定による障害厚生年金又は国民年金法の規定による障害基礎年金の 支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条 例の規定による休業補償の額に、第1項又は第2項に規定する場合に応じ、 それぞれ第1項又は第2項に規定する傷病補償年金について定める率を乗 じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由

の4 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の 事由となった障害又は死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる 給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、 この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる法律に よる年金たる給付の額を控除した残額を支給するものとする。

(1) • (2) 略

に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、 8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄 に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率 を乗じて得た額(その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給 される当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の

				成 <b>术</b> 由 ·	
現行			改正案		
	について支給される当該年金たる給付の額(当該年金たる給	付の2が支給	数	なが2である場合にあつては、その合計額)を365で除して得力	た額を控除し
	される場合にあつては、その合計額)を365で除して得た額を	控除した残額	<u>た</u>	<u>   残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。</u>	
	を下回る場合には、当該残額)を支給する。			障害厚生年金等及び障害基礎年金	0. 73
				障害厚生年金等(当該損害補償の事由となつた障害につい	0.86
				て障害基礎年金が支給される場合を除く。)	
				障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた障害について	0. 88
				障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等に	
				よる障害共済年金が支給される場合を除く。)	
6	休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について	次の表の左欄	6	休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について	大の表の左欄
	に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、	当分の間、 <u>こ</u>	13	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	当分の間、 <u>第</u>
	の条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償	の額に、同表	8	条の規定にかかわらず、同条 の規定による休業補償の	の額に、同表
	の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同	表の右欄に掲	O.	)左欄に掲げる <u>当該</u> 法律による年金たる給付の種類に応じ同詞	表の右欄に掲
	げる率を乗じて得た額(その額 <u>がこの条例の規定による</u> 休業	補償の額から	け	「る率を乗じて得た額(その額 <u>が当該</u> 株業	補償の額から
	同一の事由について支給される <u>当該年金たる給付</u>	_の額を365で	同	]一の事由について支給される <u>当該法律による年金たる給付</u>	の額を365で
	除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)	を支給するも	胬	こで得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)	を支給するも
	のとする。		O,	)とする。	
	旧船員保険法 <u>の規定</u> による障害年金	0.75		旧船員保険法による障害年金	0.75
	旧厚生年金保険法 <u>の規定</u> による障害年金	0.75		旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
	旧国民年金法 <u>の規定</u> による障害年金	0.89		旧国民年金法による障害年金	0.89
7	略	<u> </u>	7	略	

### 奈良市公民館条例 新旧対照表

	現行			改正案				
	(設置)			(設置)				
第	第2条 本市に次のとおり公民館を設置する。			第2条 本市に次のとおり公民館を設置する。				
	名称	位置		名称	位置			
	略	略		略	略			
	奈良市立伏見公民館	奈良市青野町191番地の1		奈良市立伏見公民館	奈良市青野町二丁目13番4号			
	略	略		略	略			
2	略		2	略	_			